

令和7年6月定例会

福祉環境委員会

部長説明要旨

令和7年6月24日（火）

第2委員会室

共生社会推進部

共生社会推進部長の島本でございます。

委員の皆様方には、人権尊重の社会づくり、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進にあたりまして、日頃から格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、共生社会推進部における最近の主な取組について御説明いたします。

まず、人権局関係では、人権尊重の社会づくりを推進するため、「和歌山県長期総合計画」及び「和歌山県人権施策基本方針」に基づき、国や市町村、関係機関等と連携・協力しながら、人権啓発活動に取り組んでいるところです。

また、人権救済の一助となるよう、県民からの人権に関する相談に対応するとともに、差別の拡散・助長を防止するために、差別書き込みのモニタリングを実施しております。

なお、人権施策基本方針につきましては、これまでの取組の成果や課題、法律の施行状況や社会状況を踏まえ、昨年度末に第4次改定を行ったところです。

引き続き、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、施策を推進してまいります。

続いて、こども家庭局関係ですが、昨年度末に、こどもに関わる様々な計画を一元化した「こども計画」を策定しました。この計画に基づき、すべてのこどもや若者が人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現をめざして、こども政策を推進してまいります。

次に、保育士の人材確保につきましては、保育士の配置基準の見直しや2026年度から「こども誰でも通園制度」が本格

的に実施されることもあり、修学資金の貸付や和歌山県における保育の情報を総合的に入手できるサイトなどにより、保育士や保育現場の魅力発信などを実施しているところです。

また、今年度から保育士養成施設をはじめ、保育現場、市町村及び県社会福祉協議会などの関係機関と新たに協議の場を設けて、保育士の人材確保策について検討を進めてまいります。

次に、青少年の家につきましては、3施設とも建設から約50年が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加えて、少子化等により、利用者も減少傾向にあるため、今年度から外部有識者をまじえた委員会を設置し、現状の課題や施設の果たす役割などをふまえつつ、今後のあり方を検討してまいります。

次に、児童虐待対応関係につきましては、児童の一時保護において、親権者等の同意が得られない場合に、司法が児童相談所に代わって一時保護の適正を判断する司法審査が本年6月から導入されました。

本県としましても、引き続き、関係機関と連携しながら、適正な一時保護の実施に努めてまいります。

ジェンダー平等の推進につきましては、性別、性自認、性的指向及び性表現にかかわらず、誰もが居場所があり、活躍できる社会の実現を図るため、多様な性への理解促進に関する研修会の実施など様々な啓発を行ってまいります。

また、困難な問題を抱える女性や、DV被害者を支援するため、本年2月、国、県、市町村、民間団体等の関係機関が連携・協働した「和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議」を設置しました。今後も、当会議の開催等を通じて、関係機関の相互連携を深め、困難な問題を抱える女性

やDV被害にあわれた方々の支援につながるよう取り組んでまいります。

以上で、私からの説明は終わらせていただきます。
御審議の程、何卒よろしくお願いいたします。